

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人の上告趣意（昭和五二年四月二二日付上告趣意書及び同年五月一六日付上申書）は、事実誤認、量刑不当を主張するものと理解され、弁護人伊藤廣幸の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年七月二〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	服 部 高 顯
裁判官	天 野 武 一
裁判官	江 里 口 清 雄
裁判官	高 辻 正 己
裁判官	環 昌 一